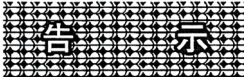


附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

警 務 課



長野県告示第224号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 5 月 12 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字西條2483 の 1 ・ 2484 の 3 ・ 2557 の 12（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第225号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 5 月 12 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字金井淵1088 の 1 ・ 1094 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

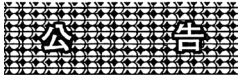
長野県告示第226号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第 2 項の規定により、令和 7 年 5 月 1 日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。
令和 7 年 5 月 12 日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
行政書士坪井茂事務所	長野県飯田市主税町4－1	長野県飯田市主税町4－1 行政書士坪井茂事務所

会 計 課



公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和7年5月12日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
令和7年度長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692－2
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 NECフィールドディング株式会社 北関東支社 長野支店
(2) 所在地 長野市南石堂町1293
- 5 落札金額
43,824,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和7年2月3日

DX推進課デジタルインフラ整備室

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。
令和7年5月12日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の名 称	調査を行った時 期	成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
南佐久郡川上村	令和4年から 令和5年まで	地籍簿及び地籍図	大字秋山の一部	令和7年4月30日
上伊那郡中川村	令和2年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	大草の一部	令和7年4月30日

農地整備課